

令和5年3月1日

令和5年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
1 「かながわ I C T ・データ利活用推進計画 点検報告書（案）」について……………	1
2 本庁機関の再編について……………	4
3 花月園観光株式会社の株式売却について……………	5
4 令和 5 年度税制改正案の概要について……………	6

参考資料 かながわ I C T ・データ利活用推進計画 点検報告書（案）

1 「かながわ I C T ・ データ利活用推進計画 点検報告書（案）」について

(1) 趣旨

令和4年度が計画期間の最終年度になっている「かながわ I C T ・ データ利活用推進計画」（以下「計画」という。）及び「かながわ I C T ・ データ利活用推進戦略」（以下「戦略」という。）について、総合的な点検を行い、総括するため「かながわ I C T ・ データ利活用推進計画 点検報告書（案）」（以下「点検報告書（案）」という。）を作成する。

(2) 点検報告書（案）の概要

ア 計画と戦略の概要

計画は、県民の安全安心や利便性の向上と、行政内部の業務全般の効率化を実現するため、I C T 及びデータを積極的に利活用するという基本方針の下、令和元年7月に策定したもので、「くらしの情報化」と「行政の情報化」の二つの柱ごとに分野別の施策を位置付けている。

また、戦略は、コロナ禍において顕在化したデジタル化の遅れという新たな状況に対応するため、計画をさらに効果的に推進し、D X の加速化を図るための方策として、令和3年12月に策定した。

イ 点検報告書の作成方針

戦略は計画を補完するものであるため、一体として点検する。

ウ 点検結果

(ア) 計画

a 全体

21分野76施策のうち、71施策（93.4%）で施策目標を達成した。

b 柱Ⅰ くらしの情報化

次の3つの中柱に位置付けた12分野51施策に取り組み、48施策（94.1%）で施策目標を達成した。主な取組や成果は次のとおり。

中柱① I C T 及びデータを利活用した県民サービスの提供

- ・ マイME－BYOカルテを活用した未病改善の取組を推進

中柱② 官民情報共有・整備の推進

- ・ 県におけるオープンデータを251データセット公開

中柱③ 県民サービスの更なる電子化の推進

- ・ e-kanagawa電子申請によるオンライン手続数 408手続
- ・ 県民利用施設18施設にキャッシュレスを導入

c 柱Ⅱ 行政の情報化

次の4つの中柱に位置付けた9分野25施策に取り組み、23施策

(92.0%)で施策目標を達成した。主な取組や成果は次のとおり。

中柱① 行政事務の更なる電子化の推進

- ・ R P A累計導入件数：49件
(令和3年度までに導入した39件の業務削減時間は、30,953時間)
- ・ モバイルP Cの導入(13,323台、令和3年度に配備完了)
- ・ ビッグデータなど多様なデータを集約し活用するデータ統合連携基盤を新型コロナウイルス感染症対策(新型コロナウイルス感染予測シミュレータ等)に導入、感染拡大防止に活用

中柱② クラウド適用の原則化

- ・ システム集約の全庁的な基盤として、令和2年9月に神奈川県プライベートクラウドを構築

中柱③ I C Tガバナンスの強化

- ・ 税務システムなど7つのシステムを再構築

中柱④ 情報化人材の確保

- ・ 神奈川県デジタル人材育成方針の策定(令和4年3月)

(4) 戦略

主な取組や成果は次のとおり。

戦略1 最新のI C Tの利活用

- ・ 庁内のデジタル化支援、新型コロナ対応業務のR P A化

戦略2 サービスデザイン思考の導入

- ・ 新型コロナ対策パーソナルサポートなど、S N Sの活用による県民一人ひとりに合わせた行政サービスの提供

戦略3 デジタルデバイドの防止

- ・ デジタルに不慣れな方へセミナー等の場を設けサポート

戦略4 情報セキュリティの確保

- ・ セキュリティ監査における不適切事項が減少

戦略5 幅広いデータの利活用

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応業務におけるデータ統合連携基盤の活用による業務の効率化、省力化

戦略6 デジタル人材の確保・育成

- ・ 中途採用試験等におけるデジタル人材の確保
- ・ 約600人の職員を対象にデジタル人材育成研修を実施
- ・ 全職員を対象にセミナーを実施、意識醸成を推進

戦略7 市町村支援・連携

- ・ 県市町村デジタル推進会議等を開催し、連携・協力を促進

エ 今後の主な課題

(7) 取組における課題

- ・ 国が自治体DX推進計画で掲げている重点取組事項の着実な推進が必要
- ・ デジタル人材の確保と「神奈川県デジタル人材育成方針」に沿った全庁的なデジタル人材育成の強化が必要
- ・ オープンデータの取組の推進及びデータ統合連携基盤の利活用分野の拡充が必要
- ・ 一層の市町村支援・連携の推進が必要

(4) 計画の構成等における課題

- ・ 「くらしの情報化」に、産業に関する施策が含まれているため、よりわかりやすい構成にしていくことが必要
- ・ 国の動向等を踏まえ、必要に応じて計画期間中の改定も検討していくことが必要

オ 総括

計画に掲げた施策目標については、概ね達成することができた。

新型コロナの影響により一部中止せざるを得なかった取組もあった一方で、行政手続のオンライン化やキャッシュレス化、テレワークの推進などについては大きく歩みを進めることができた。

また、新型コロナ対策においても、デジタルを活用し、業務を効率化するとともに、県民一人ひとりに寄り添ったサービスを提供した。

今後はWithコロナを見据え、引き続き徹底した県民目線で県全体のDXを全庁で推進していく必要がある、特に7つの戦略の内容は、今後も引き続き重要であるため、これに留意して施策推進に取り組んでいく必要がある。

今後の県のデジタル化の推進に向けては、国の動向やデジタル技術の情勢などに留意しながら、これまでの取組結果を踏まえ、県の総合計画や行政改革大綱と整合性を図りながら継続して取組を進めていく。

(3) 今後の予定

令和5年3月 「点検報告書」公表

<別添参考資料>

- ・ 参考資料 かながわICT・データ利活用推進計画 点検報告書（案）

2 本庁機関の再編について

令和5年度に向け、次のとおり組織再編を実施する。

(1) 再編の内容

【知事部局】

ア ねんりんピック課の廃止

第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会の終了に伴い、ねんりんピック課を廃止する。

現 行	再編後
【スポーツ局】 ├ 総務室 ├ スポーツ課 └ <u>ねんりんピック課</u>	【スポーツ局】 ├ 総務室 ├ スポーツ課 └ [廃止]

【教育委員会】

ア 高校教育企画室の廃止

新学習指導要領に基づく教育施策等を一体的に推進するため、高校教育企画室を廃止する。

現 行	再編後
指導部 ├ 高校教育課 └ ┬ 高校教育企画室 └ 保健体育課	指導部 ├ 高校教育課 └ ┬ [廃止] └ 保健体育課

(2) 再編の時期

令和5年4月1日

3 花月園観光株式会社の株式売却について

(1) 法人の概要

ア 設立の経緯

昭和25年7月、地方財政の健全化への寄与、自転車その他機械工業の振興、体育・社会福祉など公益の増進を目的とし、競輪事業を行うため、花月園競輪場の管理、運営を担う法人として、花月園観光株式会社の前身である「神奈川競輪株式会社」を県主導で設立。（所在地：横浜市中区桜木町）

イ 株式の状況（令和4年3月31日時点）

発行株数 1,766,600株

県持株数 129,682株（7.34%）

[他、横浜市（5.5%）、横須賀市（3.2%）と併せて計3自治体に加え、企業・個人が株主となっている]

(2) 株式売却の経緯

平成27年3月の神奈川県競輪組合解散後、県として株式を保有し続ける意義はなくなっているが、花月園観光株式会社の経営に配慮し、株式を保有してきた。昨年8月の減資により累積欠損が解消され、経営改善が図られていることから、株式を売却することとし、入札により売却先を決定した。

(3) 売却相手方

個人

(4) 契約締結日及び売却金額

令和5年3月上旬（予定）

25,000,001円（1株192.7円×129,682株）

4 令和5年度税制改正案の概要について

令和5年度税制改正については、本年2月に地方税法の一部改正案が閣議決定され、第211回国会に提出された。令和5年度税制改正のうち、地方税関係の概要は次のとおりである。

(1) 自動車税関係

ア 環境性能割（取得時課税）の税率区分の見直し

- ・ 2年ごとに見直すこととされている環境性能割の税率区分について、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年末まで延長する。
- ・ その上で、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。

<見直しイメージ（自家用乗用車）>

（現行）

区分		R5.3まで
電気自動車、燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税
ガソリン車 ディーゼル車	R12燃費基準95%達成	1%
	85%達成	
	80%達成	
	75%達成	
	70%達成	
	60%達成	2%
上記以外又はR2燃費基準未達成		3%

（改正案）

R5.12まで	R6.1以降	R7.4以降
非課税	非課税	非課税
		1%
1%	1%	2%
2%	2%	3%
3%	3%	

イ 種別割（保有時課税）のグリーン化特例の見直し

- ・ 燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減（軽課）し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする（重課）措置（グリーン化特例）について、3年延長する。
- ・ 営業用乗用車の軽課の対象について、段階的にガソリン車等を除外し、電気自動車等に重点化する。

(2) 納税環境整備

ア 加算金制度の見直し

納税者に申告が義務付けられている法人事業税などの税目において、期限内に申告しなかった場合に課される加算金に関し、不申告行為を未然に抑止する観点から、次の見直しを行う。

- ・ 納付すべき税額が300万円を超える部分に対する不申告加算金の割合を20%から30%に引き上げる。
- ・ 前々年度及び前年度に引き続いて不申告行為を行った者に対し、不申告加算金等を10%加重する措置を講ずる。

(令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する地方税に適用)

イ ふるさと納税における基準不適合等への対応

- ・ 個人住民税における寄附金税額控除（ふるさと納税）の対象となる地方団体を総務大臣が指定する制度について、現行では、返礼品に係る基準不適合等が判明した場合に、当該基準不適合等が現指定期間（10月1日から翌年9月30日までの1年間）中のものである場合に限り、指定を取り消すことができるとされている。
- ・ 制度の適正な運用を図る観点から、一つ前の指定期間中における基準不適合等についても、取消事由に加える。（令和5年4月1日以後の基準不適合等に適用）

(3) 地方税法が改正された場合の本県の対応案

令和5年度税制改正に伴う地方税法の一部改正案は、現在開会中の第211回国会で審議中であるが、法案の成立時期によっては、本年4月1日から施行する必要がある神奈川県県税条例の改正について、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分させていただく可能性がある。